

学長の任期について

国立大学法人神戸大学における学長の任期は現在、「国立大学法人神戸大学学長選考規則」（以下、「規則」という。）において1期4年で最長2期6年としているが、この度これを見直し、学長の再任後の任期は2年のままとした上で、最長3期8年とする。なお、本改正規則の施行日は、令和8年4月1日とする。

今回の規則改正は、下記の判断に基づくものである。

記

- (1) 現在、急速に進む少子高齢化をはじめとして、国立大学法人は極めて厳しい経営環境に置かれており、特に、優秀な人材の獲得競争のほか、物価高騰や人件費負担増に比して国からの運営費交付金は増額されないこと、加えて、国立大学附属病院は、その多くが赤字経営に陥っているという危機的状況にある。
- (2) 神戸大学においても、現在そして将来にわたる課題は山積しており、本学の強みを活かした教育研究機能の強化を戦略的に進めるためには、外部資金の獲得をはじめとして揺るぎない財務基盤の確立が急務となっている。
- (3) とりわけ、現在の第4期中期目標期間から次期（第5期）における経営改革の成否は、国内外の社会が大きな転換期にあるという認識の下、未来に責任を持って改革を実行していくことが国立大学法人に課せられた責務である。
- (4) これらのことを踏まえれば、大学の運営・経営に経験豊富な人物が、継続的かつ比較的長期な体制で、リーダーシップを発揮できる体制も、選択肢として持つておくべきである。
- (5) 任期延長期間を一期2年2回までとする理由は、同一人物が長期にわたってその職にとどまることによる弊害にも配慮しようとする意図による。よって、再任は一期2年2回までとし、再任の際は改めて選考手続きを行うものとする。
- (6) 現学長も2期目の終了時には、任期満了に伴い、学長候補者として推薦されることを妨げるものではない。

以上

令和8年1月23日
神戸大学学長選考・監察会議